

平成27年度 奈良県建築労働組合の目標賃金

私たちはくらしと技能をささえ、後継者が育つ賃金を望みます！

生活の
ための
賃金

目標賃金 日額 **26,000** 円

(大工・左官など建築技術者のモデル賃金)

職人の日当には交通費、道具代、賞与、退職金分が全て含まれています。



内 訳 26,000円	実質賃金	17,200円	必要経費 9,110円
	社会保険料	3,700円 (国保、年金、労災、建退協)	
	車両交通費	4,700円 (税金、保険、ガソリン代など)	
	道具損料	710円 (電動・消耗工具など)	

※関西地協・各県連組合の平均参考値

月額実質賃金 309,600円 年間実質総賃金 3,715,200円
17,200円×18日 17,200円×216日

奈良県の男子勤労者の平均賃金を日給に換算すると
年収423万円+ボーナス66万円=489万円÷222日=22,027円
(全業種)(従業員が5人以上所属している事業所)(奈良県毎月勤労統計)

賃金引き上げのチャンスは今。

私たち建築職人の“生活に必要な賃金”として、必要経費を要求していきましょう！

公共工事の設計労務単価が四年連続で大幅な引き上げとなりました。これは技能労働者不足が顕著な中、賃金動向調査で労務費の上昇傾向がみられることなどから、実勢価格を適切に反映された結果です。

大手ゼネコンや住販メーカーは受注高を大きく伸ばしていますが、まだまだ私たち町場の現場では賃金や単価に反映されているとは言えない状態が続いています。

設計労務単価の反映及び末端の建築労働者まで、適切な賃金が行き渡るための自治体への要求行動に取組み、若者が入職してくる魅力的な産業をめざす運動が必要です

平成27年4月1日 **奈良県建築労働組合**

27年度 奈良県の公共工事設計労務単価(抜粋)

職 種	労働者	事業主
	労務単価	労務単価 + 必要経費
大 工	19,300円	27,100円
左 官	21,000円	29,500円
板 金 工	19,500円	27,400円
建 具 工	18,600円	26,200円
内 装 工	21,400円	30,100円
塗 装 工	21,700円	30,500円
造 園 工	19,700円	27,700円
電 工	18,900円	26,600円
鉄 骨 工	19,900円	28,000円
サッシ工	21,000円	29,700円

※大工・板金工の有効標本数が確保できず設定されていません。
記載単価は26年度

全国平均単価(49職種)			
16,678円	前年度比	4.2%増	
	12年度比	28.5%増	

法定福利費を確保し、「必要な賃金」を確認しよう！
国土交通省は公共工事に向けた取組みが始まる。正しく把握し、その根拠を発注者に示すことが必要となります。
民間や公共を問わず、あらゆる発注者に対して法定福利費を明示・請求し、社会保険料を元請から末端の現場で働く仲間まで確実に行き渡らせるためにも、見積り時から適正な法定福利費を確保するうえで、直接工事費、現場管理費や一般管理費に含まれる賃金を確保し、賃金引き上げを実現しよう！
※公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化にする対策が取られています。
※法定福利費とは、雇用保険、国民健康保険、国民年金(厚生年金、国民年金)

公共工事の労務単価
4年連続引き上げ

良質で安全な住宅を提供し続けるために

建設技能労働者の適正な賃金確保にご理解を！

高品質の家づくりには

- ・ 技能労働者が激減、後継者育成が必要です
- ・ 高齢化が深刻に、若年者の入職が課題です

建設業就業者数はピーク時から27%も減少し、大工は25年間で半減しています。就業者の3割が55歳以上、29歳以下は1割、10代の大工は全国でわずか2150人と将来の担い手不足が深刻な状態に。10年後には住宅や社会インフラの維持も危ぶまれる状況です。 ※2010年国勢調査

- ・ 大幅に下落し続けた賃金
- ・ 他産業より25%も低い賃金水準

受注競争による単価引き下げが労働者の処遇悪化を招き、離職者の増加や若年入職者の減少につながっています。適正に法定福利費を負担し、技能育成をしている事業所ほど不利になる不公正な環境を改善する必要があります。



全国建設労働組合総連合（全建総連）

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場 2-7-15
TEL 03-3200-6221 FAX 03-3209-0538
e-mail: chingin@zenkensoren.org
<http://www.zenkensoren.org/>

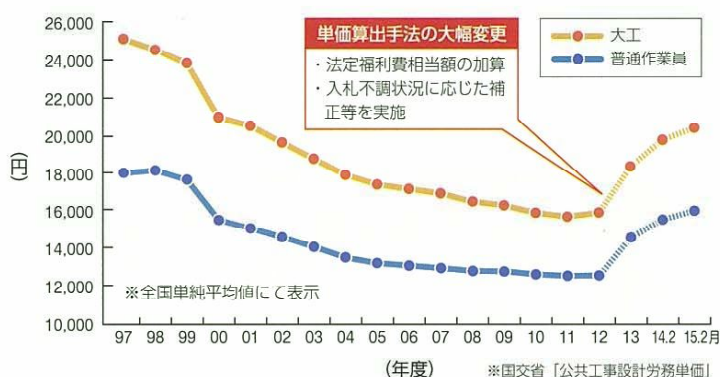
なぜ
賃上げ

安全・安心な住宅のため 建設技能労働者の減少に歯止めを！

国交省は設計労務単価を引き上げ、技能労働者の「処遇改善」に

国土交通省は公共工事の設計労務単価を4年連続で引き上げ、2015年は、2012年度比で28.5%増となりました。2013年には、15年以上下落傾向が続いた賃金を大幅に引き上げ、本人負担分の法定福利費を加算。設計労務単価が本来、事業所の経費を含まない、労働者に支払われるべき賃金であることも明確にしました。事業主が負担する法定福利費は経費として受け取れるよう改善し、適正な賃金の支払いと労働者の社会保険加入を促しています。技能労働者の処遇改善がどうしても必要だからです。

公共工事設計労務単価の推移 (円/1日8時間当たり)



さらに「法定福利費」を含めた適切な賃金支払いを民間にも要請

国土交通省は、元請企業対して適正な賃金と法定福利費、経費などを含んだ「通常必要と認められる原価」に満たない額での請負契約が建設業法(19条3)に違反することを通知。民間発注者にも、法定福利費相当額を含まない契約が建設業法に違反すると「ガイドライン」で示しています。

施主・発注者の皆様

私たち建設技能労働者は、良質で安心の住宅や安全に欠かせない社会資本など、地域建設業に生きがいと誇りを持って携わってきました。

若い人が建設業への入職をためらい、働き盛りの職人も生活が成り立たず離職していくような危機的状況から、ようやく、技能労働者の処遇改善に国と業界をあげた取り組みが始まっています。

どうか、建設労働者・職人が培ってきた技能を発揮し、住宅や地域の安全・安心を将来にわたって支えていくことができますよう、皆様のご理解をお願い申し上げます。

